

就学支援金を受給されている方へ

全員必要な手続があります

■ 就学支援金の在校生受給資格確認手続を行ってください。

既に就学支援金を受給している方が継続して受給するためには、在校生受給資格確認手続を行っていただく必要があります。つきましては下記のとおり手続を行ってください。

手続の〆切:令和8年4月24日(金)

※受給継続手続をしていただけない場合は就学支援金を受給できず、授業料をお支払いいただくこととなります。期限までに必ず実施をお願いいたします。期日が短いお願いとなり大変恐縮ですが、何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

■ 手続きの手順

令和8年度より、就学支援金の手続きが変更となりました。

日本国籍である場合と日本国籍以外である場合で手続きが変わりますのでご注意ください。(詳細は別添リーフレットをご確認ください。)

●日本国籍の方の手続き

e-Shien (就学支援金オンライン申請システム) でオンライン申請をお願いします。

【所要時間】約 10 分

① e-Shien (就学支援金オンライン申請システム) にログインする。

⇒ログイン ID、パスワードは別途配布いたします。

⇒別添リーフレットの QR コードよりログインしてください。

② 在校生受給資格確認を実施する。

⇒実施方法はマニュアル【変更手続き (在校生受給資格確認) 編】をご確認ください。

⇒生徒情報 (メールアドレス以外) に変更がある場合はメールにて学校にご連絡ください。


※e-shien のマニュアル類については、中央高校のホームページにて配付させていただきます。各ご家庭におかれましては PC 等で閲覧しながらご対応下さい。

掲載場所：山梨県立中央高等学校ホームページ⇒事務室より⇒各種申請について

↓ **裏面に続きます** ↓

●日本国籍以外の方の手続き

オンライン申請が出来ないため、紙の申請書を提出していただくことになります。

- 
- ① 別添リーフレットに添付されている紙の申請書を記入する。
 - ② 添付書類とともに封筒に封入した上で学校事務室にご提出ください。
⇒添付書類については別添リーフレットをご確認ください
⇒封筒が必要な方は事務室でお渡しいたします。

■ よくある質問について

Q1.昨年度は所得確認のため、マイナポータルとの連携や課税証明書の提出があったが、今回は必要ないのか。

A1.所得制限が撤廃されましたので、必要なくなりました。

Q2.在校生であるが、今まで就学支援金の申請をしたことがない。今回から申請したいのだが、別添リーフレットと同じ作業を実施すれば良いのか。

A2.今回在校生に向けては、「既に就学支援金を受給している方」用のリーフレットを配布しております。新規申請の場合は別の手続きになります。学校のホームページに「新入生・新規申請者」用のリーフレットを掲載しておりますので、そちらを参考に手続きを実施してください。

日本国籍以外の方で新規申請となる場合は紙申請になりますので、資料を印刷していただくか、事務室に受け取りに来て下さい。

Q3.在校生であるが、昨年度は臨時支援金（所得制限等により就学支援金を受給できない生徒向けの令和7年度限りの支援金）の対象者であった。作業内容は「新入生・新規申請者用」のリーフレットの内容になるのか。

A3.臨時支援金の受給者は「既に就学支援金を受給している方」ではありませんので、「新入生・新規申請者」のリーフレットの内容になります。上記A2と同様の対応をお願いいたします。

【お問い合わせ】

中央高等学校 事務室

E-mail: chuo-k@pref.yamanashi.lg.jp

対応時間：平日 8：30～17：15

※お問い合わせの際は「しゅうがくしえんきん就学支援金について」とお伝えください。